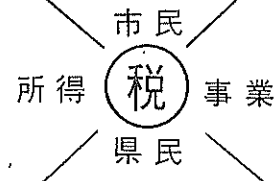


# 正しい納税で明るいくらしを!!

申告期限は3月15日です

……期限内に申告して諸控除の特典を受けましょう……



## 申告の手引き

ことしも市民税・県民税、事業税、所得税の申告の時期になりました。

期限内に申告された方は、税金を計算するうえでの諸控除の特典があり、申告しない人にくらべて税金が安くてすむわけです。

適正で公平な課税が行なわれるために、正しい申告をされるようご協力ください。

## 県民税・市民税の申告

### ★申告の方法

・市民税と県民税は一つの用紙によって、三月十五日までに市役所へ申告していただくことになっていきます。

・申告用紙は連絡員を通じて各世帯におとどけます。もし申告をしなければならぬ方でありませんが、用紙が手許に届かない方は、市税務課へ申し出て申告をしてください。

★申告を必要としない方

▼四十三年の一年間に所得のなかった方。

▼四十四年一月一日現在において生活扶助(医療扶助のみ)の単給の場合は該当しません(受けている方)。

▼四十三年分の所得について、税

## 所得控除一覧表

控除の種類	所得税	市民税
① 基礎控除	157,500	120,000
② 配偶者控除	157,500	100,000
③ 扶養控除	95,000	80,000
配偶者がいない場合の第1人日配偶者のある人が2人以上生計を一にしている場合で、そのいずれの人も配偶者控除を受けないときは、そのいずれか1人の第1人目につき	80,000	60,000
その他の扶養親族1人につき	77,500	25,000
④ 生命保険料控除(最高)	37,500	150,000
⑤ 医療費控除(最高)	300,000	2,000
所得の100円を超えるもの(最高)	2,000	10,000
⑥ 損害保険料控除(最高)	10,000	70,000
短期のものだけの場合(最高)	77,500	90,000
⑦ 障害者控除1人につき	107,500	70,000
ただし特別障害者の場合は	77,500	
⑧ 高齢者、寡婦、勤労学生控除	77,500	

務署に確定申告書提出された方。

▼四十四年一月一日現在、給与

▼四十四年一月二日以降に南国市民となった方、(この場合は前住所地の市町村役場へ、申告しなければなりません)

▼四十三年中の各種所得の所得金額の合計額が、「基礎控除など別表の控除額の合計額」より以下である方。

### ★事業税の対象となる主な業種

▼第一種事業

物品販売業、金銭貸付業、製造業、土石採取業、運送業、請負業、印刷業、写真業、料理店業、飲食店業、旅館業、遊技場業など。

▼第二種事業

畜産業(農業に付随して行なうものを除く)、水産業など。

▼第三種事業

医療業、歯科医療業、助産婦業、あんま、マッサージまたは指圧はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する事業、獣医療、司法書士、行政書士業、税理士公認会計士、計理士業、諸芸術業、理容、美容業、クリーニング業、公衆浴場業など。

## 事業税の申告

四十三年中に個人で事業を営み個人事業税の申告をしなければならぬ方は、三月十五日までに、後免県税事務所へ申告書を出してください。

★申告の対象となる方は

▼四十三年中の所得額が、二十一万円を超える方。

▼四十三年分の所得税の確定申告書を出しなかつた方。

# 所得税の申告

四十三年分の確定申告と納付については、高知税務署で三月十五日まで受け付けをしています。

申告をしなければならぬと思われる方には、あらかじめ税務署から通知があります。しかし、通知のない方であっても、次に掲げる方は確定申告の必要がありますから申告してください。

申告の期限がすぎますと、余分に無申告加算税や延滞税を納めなければなりませんので、忘れずに申告と納税をしてください。

★申告をしなければならぬ方は

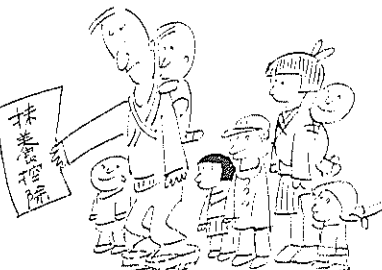
▼昨年中にあった各種所得の合計金額が、基礎控除や配偶者控除、扶養控除など適用を受けられるすべての所得控除の合計額をこえるとき。

ただし、所得金額から、これらの控除額を差し引いた金額を基として計算した税額が、配当控除額より以下となる方は、申告の必要はありません。

▼給与所得者は、通常年末調整によって税額が清算されていますので、確定申告の必要はありません。

## 譲渡所得への課税

＝土地や家屋の売却したときは＝



このごろよく土地を売ったため所得税が多額にかかったというところをよく見かけます。これは譲渡所得に対して課税されたものです。

譲渡所得とは、土地や家屋などの資産(山林を除く)を売った場合の利益のことをいい、これと他の所得とを合計して所得税が計算されます。

譲渡資産の収入金額から、売った資産の取得費や仲介手数料、登記の費用などを差し引いたものが譲渡所得で、それから特別控除額三十万円を差し引いたものが譲渡所得金額となります。

この場合、売った資産の所有した期間が三年をこえるものについては、譲渡所得金額の二分の一が

とができます。

・少額の配当があつて、その他の所得が多くない方。

・給与所得者で、医療費控除や雑損控除、寄附金控除を受けることのできる方。

・昨年中の途中で退職された方、そのご就職しなかつたため年末調整を受けることができなかった方。

課税の対象となります。

現在、譲渡所得に対する課税については、つぎのような特例によ

## 譲渡所得に対する特例

▼居住用の財産を買い換えたとき

土地や家を売却した日の前後一年以内に、その人が居住用の土地や家を取得し、その人または扶養親族の住宅として使用した場合は、譲渡所得の収入金額から、その取得費を差し引いてもらえます。

▼事業用資産の買い換えをしたとき

事業に使用している資産を売却し、その年の翌年末までにかわりの資産を取得し、その日から一年以内に事業用に使用した

土地取用法などの法律によって、公共事業のために資産を取用などされたときは、特別控除が千二百万円認められます。この特例の適用を受けることができる

▼四十三一年一月一日以降に譲渡したものは、つぎのようなときです。

▼買取りなどの申し出でのあった日から六ヶ月以内に譲渡したものは、

## 収用された資産への課税の特例

千二百万円以下のときは、この譲渡所得についての申告をする必要はありません。

最近の例としては、南国バイパスの用地買収などは、この特例が適用されます。